控訴人(1)ないし(3)の控訴を棄却する。

原判決中第一審原告Aの訴を却下した部分(控訴人(4)ないし (18)により承継されたもの)を取り消す。

本件中右部分を原審に差し戻す。

当審における訴訟費用中、控訴人(1)ないし(3)と被控訴人 との間に生じたものは右控訴人らの負担とする。

申立

控訴代理人は「原判決中給付の訴を却下した部分および棄却した部分を取り消 す。被控訴人三井不動産株式会社は控訴人(1)ないし(3)に対し各金一三万 八、八八三円、控訴人(4)ないし(18)に対し金四一万六六五〇円および右各 金員に対する昭和三九年一二月一二日より完済まで年五分の割合による金員を支払 正見に対する時間ニルサーカーーロより元所まで年五万の制管による証具を支払え。被控訴人パシフイツク・ドレツヂング・カンパニイは控訴人(1)ないし(3)に対し各金一九四万四、四三三円、控訴人(4)ないし(18)に対し金五八三万三、三〇〇円および右各金員に対する昭和三九年一二月一二日より完済にいたるまで年五万の割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審を通じて被控訴 人らの負担とする。」との判決を求めた。

被控訴代理人は「控訴人(1)ないし(3)の控訴を棄却する。控訴人(4)な いし(18)の訴を却下する。」との判決を求めた。 第二、 主張

左に掲げるほか原判決事実摘示のとおりであるから引用する。

(控訴代理人)

(本案前の主張)

原審は第一審原告、もと控訴人Aの船長としての本件海員の救助料にかん する法定代理権は同人の下船退職により消滅したと判示したが不当である。

しかしかりに、Aに法定代理権がなかつたとしても同人は昭和四三年八月 九日死亡したので、海員(原判決添付の別紙目録 G 丸乗組員一覧表記載の者)三. 名のうち控訴人(4)ないし(18)の一五名によつて本件海員の救助料請求にかんする訴訟手続を承継し、Aのなした訴訟行為を追認しに。右のように右海員中控 訴人らのみによつて訴訟手続を承継するのは、控訴人ら以外の者は控訴人訴訟代理 人村井緑郎よりの右承継、そのための右代理人に対する訴訟委任方の申込みに対し 応答をしなかつたため(但し右申込みの到達しなかつた者、右承継を拒んだ者もあ る)である。しかし、一団としての海員の救助料総額は法定されているから(商法 八〇五条一項)、右一団を構成する個個の海員のうちに救助料請求の意思がない者 あるいはこれを放棄する者があつても、そのため右救助料総額に変更はなく、残余 の海員によって右救助料総額を被救助者に請求しうるのであり、またそのために訴 訟手続を承継できるのである。したがつて右Aの法定代理権欠缺の瑕疵は治癒さ れ、Aの訴訟行為は有効なものとなつた。

(本案の主張)

(主張の変更) 原判決六丁うら上欄一行目「第二」以下同五行目「七億円」までの主張を「B丸 の価格は金六、二七二万五、〇〇〇円、その積荷である浚渫船一基およびその附属品一式の価額は金六億二、八四七万五、〇〇〇円」とあらためる。

2、 (認否の補正)

- 被控訴人らの原判決六丁おもて(五)の主張に対して、船舶の時価と保 険価額とは大差のないこと、B丸の価額が被控訴人ら主張のとおりであることは認 めるがその余は否認する。特に、浚渫船とその附属品の時価および「被控訴人パシ フイツクドレツデンクカンパニイの傭船料の保険が含まれたため保険価額が時価を
- 遥に上廻つたものであること」は争う。 (二)、 原判決九丁おもて上欄二行目の「認める。くの次に「すなわち、本件 曳航契約は運送契約や請負契約ではなく、純然たる曳引労務の提供契約にすぎないのであり、岡田組はB丸のロスアンゼルス出港に際しても同船の引渡しを受けたこ ともなく、出港後も同船には被控訴人三井不動産の被用者であるCが乗船し、三井 不動産がこれを占有していたものである。」を加える。
- (三)、 原判決一四丁うら上欄三行目「否認する。」の次に、「かりに被控訴 人ら主張のような和解が成立したとしても、船主と被救助者との間でなされた和解 契約によつて海員の救助料請求権はなんら消長を来たさない。」を加える。

- 原判決一五丁おもて上欄(二)の六行目「否認する。」の次に、 りに支払われたとするも、それは単なる曳航手当であり、本件海難救助に対する手 当ではない。」を加える。
 - (新な主張) 3、
- (-)B丸が耐航性を失つた原因の一つは、被控訴人三井不動産の同船にお ける貨物積載の方法の誤りにある。すなわち、本件海難は船底にたまつたビルジを 排除できないため起つたのであるが、ビルジを排除できなかつたのは本来船艙内に 積むべき貨物を甲板上に積み船をヘヒイトツプの状態にしておいたからである。
- Aの死亡により同人の妻D、子E、FらにおいてAの船長としての救 助料請求権を相続した。
 - (控訴人の後記主張に対する認否)

控訴人の後記二、の3、4、の主張を争う。

(被控訴代理人)

控訴人らの本案前の主張に対して

Aが控訴人ら主張の日に死亡した事実は認めるがその余は争う。控訴人(4)な いし(18)による訴訟手続の承継は許されるべきではない。

(本案の主張)

1,

控訴人らの主張の変更(控訴人ら主張二、1、)は許されない。 控訴人らの新な主張(控訴人ら主張二、3、)のうちAとD、E、Fらの 身分関係は認めるがその余の事実はすべて争う。

控訴人(4)ないし(18)により訴訟手続が承継されるとしても、同人 3、

らが承継したときには同人らの救助料請求権は時効により消滅している。

4、 前記(原判決一四丁おもて下欄三)和解契約は被控訴人三井不動産と岡田組との間でなされているが、海難救助料についての紛争については救助船の船主が 被救助者と交渉し救助者である海員は右解決にしたがうという事実たる慣習があ る。全日本海員組合は昭和三六年一二月一八日岡田組との間でG丸乗組員の労働条件にかんし協定書を作成しているが、これによると海難の場合の乗組員の手当が定 められているのであるから、乗組員は被救助者に対する救助料の請求については一 切を船主に委ねていることとなる。したがつてG丸の乗組員である右控訴人らに右 和解の効力はおよぶ。

原判決三丁うら上段「H港」及び原判決九丁おもて下段「I港」とあるの をいずれも「玉野」と改める。

証拠(省略)

控訴人(1)ないし(3)の請求(亡Aの船長としての救助料請求権) について。

亡Aが昭和三七年一一月頃株式会社岡田組所有の汽船G丸の船長であり 同船の乗組員が原判決添附「G丸乗組員一覧表」の三二名であつたこと、G丸は同年同月二八日被控訴人パシフイツク・ドレツデングカンパニイ(以下被控訴人パ社 という)所有の大型浚渫船一基およびその附属品を積荷した被控訴人三井不動産株 式会社(以下被控訴人三井不動産という)所有の日丸を曳航して米国ロスアンゼル スを出港し、太平洋を渡つて日本玉野市に向つたこと、右曳航中B丸の船底に浸水 したため、G丸は予定航路を変更しハワイのホノルル港に転進し、同年一二月一六 日午後四時半同港に到着したことは当事者間に争いがない。 二、 控訴人らはB丸が商法八〇〇条にいう「船舶」であると主張するので判断

する。

成立に争ない甲第七、八号証、乙第五、八号証によるとB丸は「コンテイ

的、形状、性能等を総合して社会通念によつてきめるべきであるからその英語の呼 称、自ら航行する性能のないことから直にB丸を「船舶」でないとは断定できな い。

2, そこで進んで検討する。 (一)、 前記乙第一六号証、弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる甲第四号証、成立に争ない甲第二二号証の一、二の一、二弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる甲第六号証、原審証人」の証〈要旨第一〉言の一部によると、B丸は米国より日本へ浚渫船を運搬する航行に用いるため、タンカー「K〈/要旨第一〉K」号のスクラツプ船体を改造したものであり、主な改造点は機関部、油タンクの壁等の撤去、浚渫船積付けのための設備をした点にあること、改造後は長さ約一一六メートル、幅約二一メートル、深さ約一二メートル、排水量二、六〇〇トンあり、形は「一層甲板単底、船首桜付」の船型をしていること、その性能は自ら航行することはできないが重い積荷を乗せて水上に浮揚し曳航されて航行しうるものであることが認められる。

また、前記甲第六ないし八号証、第二二号の各証、乙第八号証成立に争いない乙第一五号証によると、岡田組、被控訴人三井不動産、アメリカ株式会社U・Sサルベージ協会日本海事協会らにおいてもB丸を船舶と取り扱つていることが窺われる

以上認定したようなB瓦の使用目的、形状、性能、取り扱い等によるとこれを右「船舶」と認めるを相当とする。

(二)、 成立に争ない乙第五、八号証原審証人 C、 J、 Lの各証言に弁論の全趣旨を総合すると、B丸は、被控訴人三井不動産がその営業のため、被控訴人パ社より傭船した浚渫船を運搬するための航行に供するものであることが認められるから商行為の目的のため航行に供するものというべきである。

3、 以上(一)(二)によりB丸は商法八〇〇条にいう船舶と認められる。 三、 控訴人らはB丸は海難に遭遇しAはその救助をしたと主張するので判断する。

前掲一、の事実、原本の存在ならびに成立に争ない甲第一号証、成立に争ない甲第一一号証、乙第二、七号証、弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる甲第三、四号証、乙第一号証原審証人C、L、Jの証言、原告A本人の供述を総合すると次の事実が認められる。

前記一、で述べたようにG丸はB丸を曳航してロスアンゼルスを出港し日本へ向った。B丸には被控訴人三井不動産がC二等航海士ほか四名を乗組ませていた。出航の数日後である昭和三七年一二月四日頃B丸の船底に浸水していることを同船の乗組員が気付きこれを同船備付のガソリンポンプで排水した。同月一一日、B丸を曳航していたG丸の船長AはB丸が左舷に約三度傾斜していることを発見し直に同船の渡部に船船内を調査させたところ約二〇〇トンの浸水があることが判明した。

そこでAはB丸の乗組員に対し直にポンプで排水するよう指示するとともに、このままでは同船が重大な危険に直面すると判断し曳船ら丸を急処ハワイ、ホがあると判断し曳船では高級の日本の一次の後調査の結果B丸船・は約八ので、AはG丸を高処トンの浸水が付けのポンプーとが判明し、B丸備付けのポンプととした。G丸はワインの見力にといるの形にといるの形がして、AはG丸にした。G丸はワインので、AはG丸にした。G丸はワインので、AはG丸にした。G丸はワインのにからで、AはG丸にした。G丸はワインのによるが高いたがのが、B丸にはの水ので、AはG丸にした。G丸にないので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるので、AはG丸にはいるのがはではいるのではではではいる。ボンルにではいるのではいるのではいるのではいるのである。ボンルにのもるのである。ボンルにのもるのである。ボンルにのも製が生じたためである。ボンルにのもなが、Cにているのもとが判明した。

以上の事実が認められるのであつて右認定に反する証拠はない。なお、控訴人らは、本件海難事故の発生は、被控訴人三井不動産の積載方法の誤りによると主張するが(当審新主張)、これを肯認するに足りる証拠はなく、また、右亀裂が何故生じたかその原因を適確に知りうべき証拠はない。

右事実によると、第三二洋丸は、航行中船底の亀裂による浸水のため放置したならば航行不能ないしは沈没を免れない状態にいたつたものと推認される。しかも右 亀裂が曳船又は被曳船いずれかの責に帰すべき事由により生じたとの証拠はないの で同船は海難に遭遇したものというべきであり、またAはG丸船長としてその救助 をしたものというべきである。

- 四 控訴人らはAの右海難救助は商法八○○条にいう「義務ナクシテ」なされた ものであると主張するので判断する。

前掲甲第三号証、同第六号証、乙第一号証、弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる甲第一〇号証(但し表面の成立に争いない)、原審証人Cの証言のと部、原審における原告A本人の供述の一部、理由一で前述した事実を総合すると、本件曳航契約では、被控訴人三井不動産が、被曳船B丸の航行準備をし、保険会社発行の耐航証明書をつけて、同船をロスアンゼルスで岡田組に引渡し、曳航中の海井不動産において五名の乗組員を同船に乗組ませることとなつており、曳航中の海難事故による同船や積荷の損傷について、岡田組は損害賠償責任を負わず、三井不動産において損害保険を付する旨定められていたこと、本件海難事故にかんして、三井不動産と岡田組間に救助料を支払うべきか否か等の紛争が生じたが、昭和三八年七月二五日、曳航料とは別に、三井不動産が岡田組に八〇〇万円の解決金を支払つて解決されていることが認められる。

更に進んで考察すると、却つて次に述べるように、右Aらに右救助義務がなかつたとはいえない。すなわち、前掲各証拠によると、本件曳航契約は、被曳船を安全に目的地まで曳航することを本旨としているところ、被曳船B丸には独力による航行能力がなく、B丸の乗組員らも、航行中、曳船G丸船長の指揮命令下に入れることとなつており、結局曳航されている間、B丸は、G丸船長の支配下にあるのであり、海難に遭遇した際にも独自にこれに対処する能力も権限もないことが認められ、かかる場合、特段の事情のないかぎり、曳航契約は、曳航側に被曳船の救助義務があるという建前で締結されているものと考えられる。したがつて、本件契約でも、曳船船長海員ら(以下単に船長らという)には曳被船の救助義務があることが前提となつているものと解される。

更に、前掲各証拠によると、本件曳航契約では、曳航料のうちロスアンゼルスで曳航を始めた以後の分については、曳航不成功の場合にはその支払を受けられない(no cure, nopay)旨定められているから、本件の場合、被曳船の救助は曳船側岡田組に対しても利益をもたらすものであつて、G丸船長らとしては同船の属する岡田組の右利益のためにはB丸を無事曳航する必要があり、同船長らには少くとも、岡田組に対し、B丸を海難から保護すべき義務があつたものと認められる。

海難救助料を請求しうる「義務ナキトキ」とは、救助者に一切の私法上の救助義務のないことを意味することは通説であり、本件のごとく、救助者が被救助船に対しても、また自己の属する会社に対しても救助義務を負い、救助が、右会社にとつても利益をもたらすような場合はこれに入らないというべきである。

すると、G丸の船長らは、B丸の曳航中同船およびその積荷についてG丸に対してと同様の安全保持義務すなわち海難にあわぬよう十分監視するとともにこれに遭遇したときには救助に必要な処置をとる義務があるというべきであると解するを相当とする。

一前記三で述べたようにG丸船長らがB丸を監視し、同船の傾斜、浸水を知り、その排水を命じ、G丸よりポンプを送りこませ、ホノルルへ転進し且つこれらについて岡田組へ至急連絡をしたことはいずれも右義務の範囲にあると解せられる。

以上のとおりであつてAの本件救助は「義務ナクシテ」なされたものとはいえな

い。

五、 したがつて右義務のないことを前提とする控訴人(1)ないし(3)の本件救助料請求は失当として棄却すべきである。よつて原判決は正当であるから同控訴人らの控訴を棄却する。

第二、 控訴人(4)ないし(18)の請求について

一、 (海員の救助料請求についての原告Aの訴訟追行権)

第一審原告もと控訴人Aが、本訴提起前すでにG丸船長を退職、下船していたことは同人の認めるところである。しかし、それにもかかわらず、同人は、本件救助時のG丸の船長であつたことに基づき、G丸の海員の救助料につき、同船海員のため、原告となつて本訴を提起したことは、本件記録上明らかである。

救助時の救助船の船長は、同船の海員の救助料につき、商法八一一条二項により、海員のために訴を提起し訴訟を追行しうる法律上の訴訟代理権を与えられていると解せられるが、右代理権を与えられている根拠は、救助時の船長であることにもよるが、同時に現に船長たる地位にあることによる訴訟追行上の利便にあると考えられるから船長たる地位を失つたときはその代理権は消滅すると解すべきである。

すると、前述のとおり本訴提起以前すでにAの右代理権は消滅していたのであるから同人のなした右海員の救助料請求の訴の提起およびこれに続く訴訟行為は不適法であるといわざるをえない。

二、 (右控訴人らによる訴訟の承継について)

本訴が当審に係属した後である昭和四三年八月九日もと控訴人Aは死亡したが、その際控訴人(4)ないし(18)はAの追行していた本訴訟を承継し、その訴訟行為を追認したことは当裁判所に明らかである。

そこで、右承継が許されるか否かを考える。

Aが訴求していたのは、G丸の海員全員についての救助料(商法八〇五条参照、以下全体としての救助料と略称する)であることは明らかである。

〈要旨第二〉ところで、右救助料請求にかんして、Aは船長の資格において、本訴を提起し、進行していたのであるか〈/要旨第二〉ら、訴訟中同人が死亡した場合は、後任船長において本訴を承継するのが本姿である。しかしながら、G丸が、現在もなお運行に供されているか、船長がいるか否か、いずれも不明である。かかる場合、船長によつて代理されていた本人であり前述のように当事者適格を有する海員より承継が申し立てられたときには、訴訟手続受継の場合に準じて(厳密には、当事者が死亡したが、訴訟代理人のあるため中断しないとき、相続人によつて承継される場合に準じて)、裁判所は、これを許すべきである。よつて右承継は適法である。

」四、 すると、右控訴人らの承継と前記追認により、Aのなしていた訴訟行為は 行為時に遡つて有効となると解せられる。よつて原判決中第一審原告Aの訴を却下 した部分は失当である。

第三、 結論

以上のとおりであるから控訴人(1)ないし(3)の控訴を棄却し、同控訴人 (4)ないし(18)の請求にかんし、民訴法三八八条により原審に差戻し、訴訟 費用につき同法八九条を適用し主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 谷口茂栄 裁判官 森綱郎 裁判官 田尾桃二)

別、紙

<記載内容は末尾1添付>